

4月からスタートする「後期高齢者医療制度」は、少子高齢化の実情にあった制度として作られました。保険料の負担や計算方法など、新しい制度について、お知らせします。

個人ごとに計算された保険料を一人ひとりが支払うこととなります。国民健康保険以外の医療保険の被扶養者で、今まで自分で保険料を支払っていなかった人も同様です（ただし、保険料の軽減措置があります。詳細は説明会、または電話でお問い合わせください）。

**皆さんが保険料を負担します**

なお、この制度の運営は、道内の全ての市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が行います。市は、保険料の徴収や、窓口業務（申請・届け出の受け付けなど）を行います。

**対象になる人**

- ・75歳以上の人
- ・一定の障がいがある65歳以上の人（現在、老人保健法医療受給者証の交付を受けている人）

**後期高齢者医療制度が作られた理由**

老人医療費を中心に、国民の医療費が増加しています。後期高齢者医療制度は、高齢者が増え若者が減少する中、世代間の負担が公平で分かりやすい医療制度として、また、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえたものとして創設されました。

**新しい保険証を送ります**

対象になる人には、3月中旬に、新しい保険証を郵送します。加入手続きは、必要ありません。



**保険料の計算方法**

$$43,143\text{円} + (\text{総所得金額} - 33\text{万円}) \times 9.63\%$$

(均等割額) (基礎控除額) (所得割率)

※保険料の年間の限度額は、50万円です。100円未満の端数は切り捨てです。保険料の計算方法は、基本的に全道で均一です。

**運営主体と保険料の負担方法が変わります 老人保健制度と後期高齢者医療制度の比較**

	3月まで 老人保健制度	4月から 後期高齢者医療制度
対象者	75歳以上の人 一定の障がいがある65歳以上の人（現在、老人保健法医療受給者証の交付を受けている人）	
運営主体	室蘭市	北海道後期高齢者医療広域連合
保険料の負担方法	加入している医療保険の保険料の中から負担	後期高齢者医療制度の保険料を負担原則、年金から差し引かれる(注)
窓口負担(自己負担額)	1割負担 (一定以上の所得者がいる世帯の人は3割負担)	

(注)年間の年金額が18万円未満の場合や、介護保険料との合計額が、年金額の2分の1を超えるときは、納付書または口座振替により納入。

4月から  
**後期高齢者医療制度が始まります**  
老人保健制度に代わり

**後期高齢者医療制度の説明会を開催します**

質問も受け付けます。申し込みの必要はありません。当日会場にお越しください。

	日時	会場
1月	21日(月) 13時30分	絵鞆町会館
	22日(火) 13時30分、18時	文化センター
	23日(水) 13時30分、18時	母恋会館
	24日(木) 13時30分、18時	東会館（東サービスセンター）
	25日(金) 13時30分、18時	中島会館（中島サービスセンター）
	26日(土) 13時30分	総合福祉センター
	29日(火) 13時30分、18時	本輪西会館（消防署隣）
2月	31日(木) 13時30分、18時	白鳥台会館
	1日(金) 13時30分、18時	市民会館

※いずれも1時間程度です。